

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長

独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、また、農業保険制度及び漁業災害補償制度を通じて農漁業経営の安定を図ることにより、農林漁業の健全な発展に資することを目的としています。

今回の公募ポストである理事長は、法人を代表して、国を始め国内関係機関と連絡調整を図りながら、法人の業務を総理して、中期目標や中期計画の達成に向けて、リーダーシップを発揮して業務を的確に遂行することが求められます。

1. 機関名：独立行政法人農林漁業信用基金

（法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、農林水産省の政策等の実施機関として、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）に定められた業務を適正かつ効率的に行うことを通じて、農林漁業の健全な発展に資することを目的としている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）農漁業の信用基金協会が行う農漁業者の債務保証についての保険
- （2）農漁業の信用基金協会の業務に必要な資金の貸付け
- （3）林業者等の林業の経営の改善に必要な資金の借入れについての債務保証
- （4）農漁業の共済団体等が行う共済事業等に係る共済金等の支払に必要な資金の貸付け

2. ポスト：理事長

（任期5年：令和5年4月1日から令和10年3月31日 ※）

※独立行政法人通則法第21条第1項の規定に基づき、任命の日から農林水産大臣及び財務大臣が法人に指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な経営方針を立案し、農林水産大臣及び財務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、法人全体の運営管理業務（役職員数約120名）を総理する。

（1）当法人の業務

① 保証・保険業務

農林漁業者が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際の信用力を補完するための保証・保険に係る業務

○ 農業信用保険業務

- ・ 農業者に対し全国の信用基金協会が債務保証を行った場合、そのリスクの

- 一部を農林漁業信用基金の保険でカバーし、信用保証のリスクを引き受け
 - ・ 農業信用基金協会が行う債務保証業務に必要な資金を貸付け
- 林業信用保証業務
 - ・ 林業者が融資機関から経営に必要な資金を借り入れた際に、その借入債務を保証
- 漁業信用保険業務
 - ・ 漁業者に対し全国の信用基金協会が債務保証を行った場合、そのリスクの一部を農林漁業信用基金の保険でカバーし、信用保証のリスクを引き受け
 - ・ 漁業信用基金協会が行う債務保証業務に必要な資金を貸付け
- ② 共済事業等に係る貸付業務
 - 農業者・漁業者が不慮の災害などにより被害を受けた際に、その損失を補てんする農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づき、共済団体が円滑な共済金等の支払を行うための財源貸付に係る業務
- 農業保険関係業務
 - ・ 共済事業及び農業経営収入保険事業において被災者への共済金の支払や農業共済団体等への保険金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金を貸付け
- 漁業災害補償関係業務
 - ・ 共済事業等において被災者への共済金の支払や漁業共済団体への再共済金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金を貸付け

(2) 当法人の組織（5室、7部）

企画調整室、総務経理部、監理室、農業調整室、農業信用保険業務部、農業信用保険管理部、共済部、林業調整室、林業信用保証業務部、林業信用保証管理部、漁業調整室、漁業信用保険部

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公正性を担保して業務を遂行できること。また、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・農林漁業関係の金融・保険制度、農林漁業の経営の状況等に関する幅広い知見を有し、当法人の業務を、責任感を持って総理する十分な能力を有していること。
- ・中期目標の達成に向けて、自主性及び自立性を発揮しつつ、業務運営の効率化や業務の質の向上等、組織を牽引するにあたり、役職員を指揮監督する経験や判断力に長けた人物であること。
- ・国を始め国内関係機関との連絡調整業務の遂行や、関係制度等の役割や機能、農林漁業の経営の状況等についての消費者・国民への情報発信を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシ

ップを発揮した経験を有し、約120人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本部（東京都港区愛宕2-5-1）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,850万円（特別調整手当、期末特別手当を含む）及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、確定拠出年金、健康診断
- ・危機管理：地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがある

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て農林水産大臣及び財務大臣が任命
- ※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

6. 応募方法

(1) 応募書類等

- ・履歴書
 - ① 3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること
 - ② 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること
 - ③ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること
- ・自己アピール文書（A4で2枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、当法人の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、当法人の利害関係企業等との関係の有無等の事項について説明すること。）

(2) 応募書類の提出先

（郵送の場合）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房秘書課任用班宛

※封筒の表側に「独立行政法人農林漁業信用基金 理事長応募書類在中」と朱書きしてください

（メールの場合）

農林水産省大臣官房秘書課任用班メールボックス

hisyoka_ninnyou@maff.go.jp

※件名に「独立行政法人農林漁業信用基金 理事長応募」と記載してください

(3) 応募期限

令和5年1月19日(木)必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（役員の欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第50条の3 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8. 問合せ先

農林水産省大臣官房秘書課任用班

電話番号：03-3502-8111(代表) 内線 3008

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第2章の規定を御参照ください。

URL：https://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html